平成２３年（フ）第７０号
三重県松阪市久保町1855番地597
債務者　山本　一未
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第３０号
神奈川県藤沢市片瀬海岸２丁目８番22号
債務者　小島　初惠
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２４２号
香川県東かがわ市三本松978番地
債務者　武田　　昇
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２０８号
福岡市博多区住吉５丁目６番５号
債務者　堀田　京子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵504番地16
債務者　富原　政男
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３３９号
福岡県筑紫野市紫３丁目２番１―404号　144号
債務者　井上美恵子（旧姓安東）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５２号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目126番地
篠原コーポ105号
債務者　深堀　由香
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０９号
福岡市早良区飯倉３丁目34番32号
債務者　庄野　　昭
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８４号
福岡市博多区博多駅前４丁目27番８―806号
スカイコート博多駅前第２
債務者　平山大こと　權　　大湖
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７７号
福岡市城南区別府２丁目16番30―103号
債務者　大和　祐一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８０号
福岡市博多区那珂５丁目４番１―201号
債務者　小竹　和明
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９００号
福岡市東区箱崎７丁目20番８―406号
債務者　川添喜代美（旧姓山越）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０１号
福岡県太宰府市水城３丁目10番21号
債務者　在津　純子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６４号
福岡県春日市小倉東１丁目52番地１グランドヒル203号
債務者　片桐由紀夫
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６５号
福岡県春日市小倉東１丁目52番地１グランドヒル203号
債務者　片桐　雅子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６６号
福岡市西区福重団地９番702号
債務者　久保　知通
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９７９号
福岡県太宰府市石坂１丁目３番38―405号
債務者　中野　幸平
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８０号
福岡県太宰府市石坂１丁目３番38―405号
債務者　中野　　恵（旧姓久保山）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部